

議員提出議案第2号

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和5年6月30日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会

委員長 たかおか 知子

提案理由

保育士の配置基準の見直しと処遇改善を行うよう、国に対し要望するため。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣
(こども政策)、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

急速に少子化が進む中で、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育が切実に求められている。保育は、社会全体が子どもを安心して産み育てるために不可欠であり、そして保育所は、子どもたちの日々の健康と発達を保障するための非常に重要な施設である。

しかし、園児を取り巻く事故の報道が相次ぐ中、保育士は過酷な労働環境に置かれており、保育現場においては労働環境の改善が必要である。

保育士の配置基準については、3歳児は50年以上、4・5歳児は70年以上も改善されておらず、諸外国と比較しても日本の配置基準は極めて低い状況にある。特に3～5歳児の成長期は、食事・排泄・着替えなど、子どもが自分で行うことができるようになる大切な時期である。しかし、保育士は子どもと丁寧に関わりたいと思っても、現状は困難な状態と言える。

職員の数を増やすことは、子どもの命と育ちを守ることに直結しており、また質の確保のためには保育士等の賃金水準の引き上げ等による処遇の改善が急務である。

よって国におかれましては、以下の項目について早期に実施するよう強く要請する。

記

- 1 保育士の配置基準の引き上げを行うこと。
- 2 保育士等の処遇改善に必要な財源を十分に確保すること。
- 3 賃金水準の引き上げ等、保育士等に対し、さらなる処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会